

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和3年11月

文部科学省総合教育政策局
国際教育課



文部科学省

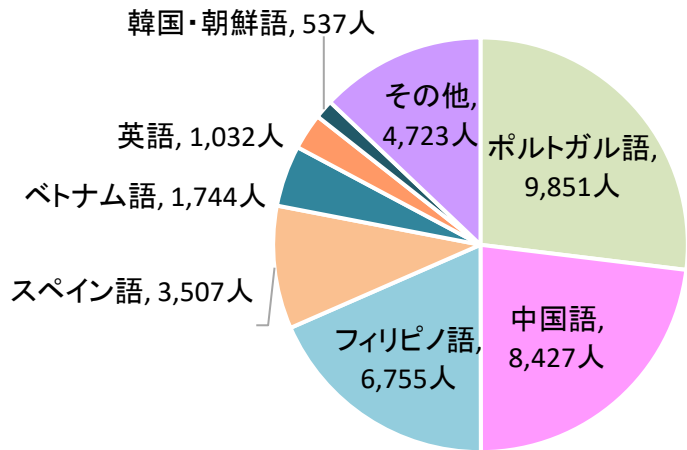
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

外国人児童生徒教育の現状

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れて**おり、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**10年間で1.5倍増(平成30年度に5万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**2割以上が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、令和元年度の調査では、**約2万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況**にあることが明らかに。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、**活力ある共生社会の実現**を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)



※公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数 36,576人

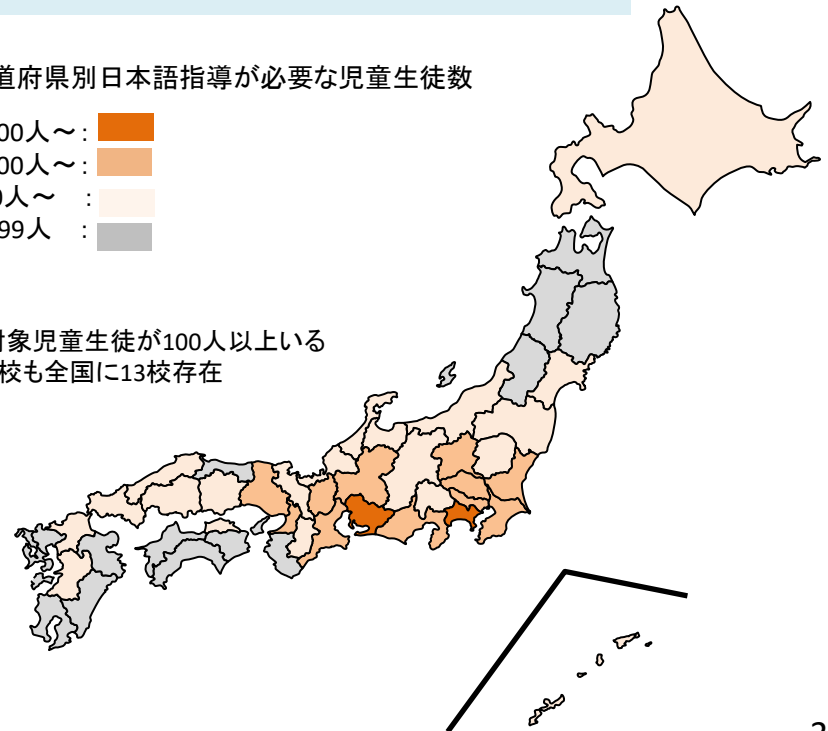
出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

集住・散在化(学校への在籍状況)

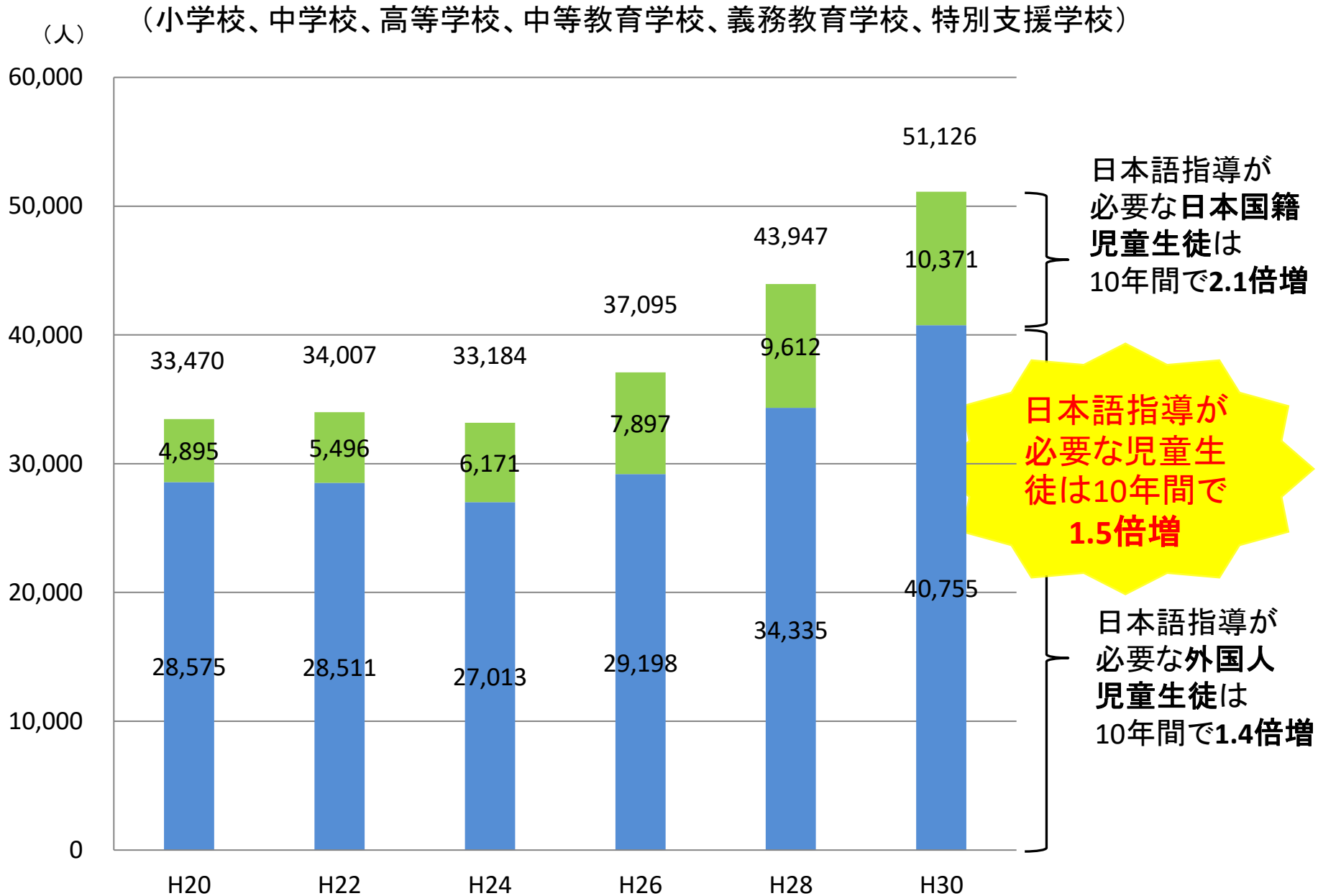
都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



※対象児童生徒が100人以上いる学校も全国に13校存在



公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



外国人児童生徒等教育に関する施策の充実

外国人児童生徒等への教育の充実

令和4年度要求額 12億円
(前年度予算額 9億円)



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。

課題

入国・就学前

- 最大で2万人が不就学の可能性

義務教育段階

- 日本語指導が必要な児童生徒は5万人
- うち、2割が特別の指導を受けられていない

高等学校段階

- 年間で1割が中退
- 大学等進学率は4割

進学・就職へ

① 就学状況の把握、就学の促進

- ② 指導体制の確保・充実
③ 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善
⑤ 異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④ 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 0.7百万円 (0.7百万円)

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 21百万円 (23百万円)

- 「かすたねっと」による多言語文書、日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーの派遣 ・外国人の子供の就学状況等調査 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導にかかる施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される。

外国人の子供の就学促進事業 107百万円 (107百万円)

- <支援メニュー> 補助率3分の1
- ・就学状況等の把握、就学ガイダンス
- ・日本語指導、学習指導 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 不就学を防止し、すべての外国人の子供の教育機会が確保される。

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 969百万円 (723百万円)

- <支援メニュー> 補助率3分の1
- ・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・ICT活用 ・高校生に対する包括的な支援 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される。

多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究 36百万円 (36百万円)

- ・集住地域：多文化共生のための効果的な教育課程編成や指導方法開発 等
- ・散在地域：拠点校、遠隔支援校の設置による効果的な指導体制の構築 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) モデル化を通じて、多様な文化的背景を理解しながら学ぶ環境が創造される。

高等学校における日本語指導体制整備事業 22百万円 (19百万円)

- ・日本語指導等の指導資料の作成
- ⇒ (本事業により達成される成果) 高校段階における指導体制が整備されることにより、高校中退を防止し、進路選択の充実が図られる。

体制整備

指導内容構築

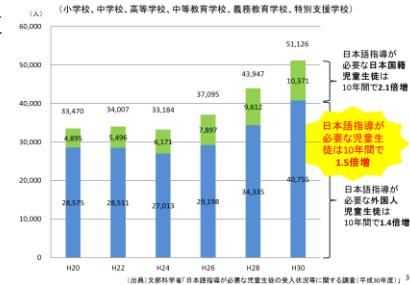
帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和4年度要求額 1,076百万円
(前年度予算額 830百万円)



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は5.1万人（10年間で1.5倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約2割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約6割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約2万人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、**各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠。**



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (事業期間：H25～)

要求額 : 969百万円 (723百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助
補助率 : 1 / 3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間：H27～)

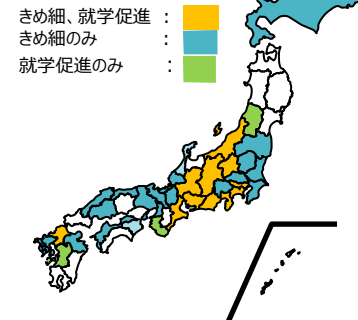
要求額 : 107百万円 (107百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1 / 3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

(参考) 令和3年度補助実績

【きめ細事業実施】	【就学事業実施】
26都道府県	1県
15指定都市	4指定都市
18中核市	2中核市
80市区町村	18市区町村



<関連する政府方針(抄)>

- ・2022年度までに必要とする全児童生徒が日本語指導を受けられるようにする。「対日直接投資促進戦略」(R3.6.2推進会議決定)
- ・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り、高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。
- ・2025年度までに全ての外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにする。「成長戦略フォローアップ」(R3.6.2閣議決定)
- ・就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R3.6.15関係閣僚会議決定)
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策を着実に実施する。外国人の子供の就学支援等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R3.6.18閣議決定)

- 外国人児童生徒等の増加・多様化などの状況変化に対応しつつ、地域の実情に応じた適切な指導・支援体制が構築されることで、日本語指導が必要な全ての児童生徒に対する全国的な教育機会の確保・教育水準確保につなげる。

概要

実施主体：都道府県、市区町村

日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が、学校において特別の配慮に基づく指導を受けることができるようにするため、都道府県・市区町村が実施する体制整備等に要する経費を補助(補助率1/3)

1. 補助事業のメニュー(都道府県レベル、市区町村レベルの双方)

- 日本語指導に関する運営・情報共有のための会議の開催
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクールの開催
- 親子日本語教室の開催
- ICTを活用した日本語指導の実施
- 高校生に対する日本語指導や進路指導等、包括的な支援の実施 等

2. 補助対象経費

人件費、謝金、旅費、印刷製本費、借損料、通信運搬費、委託費 等

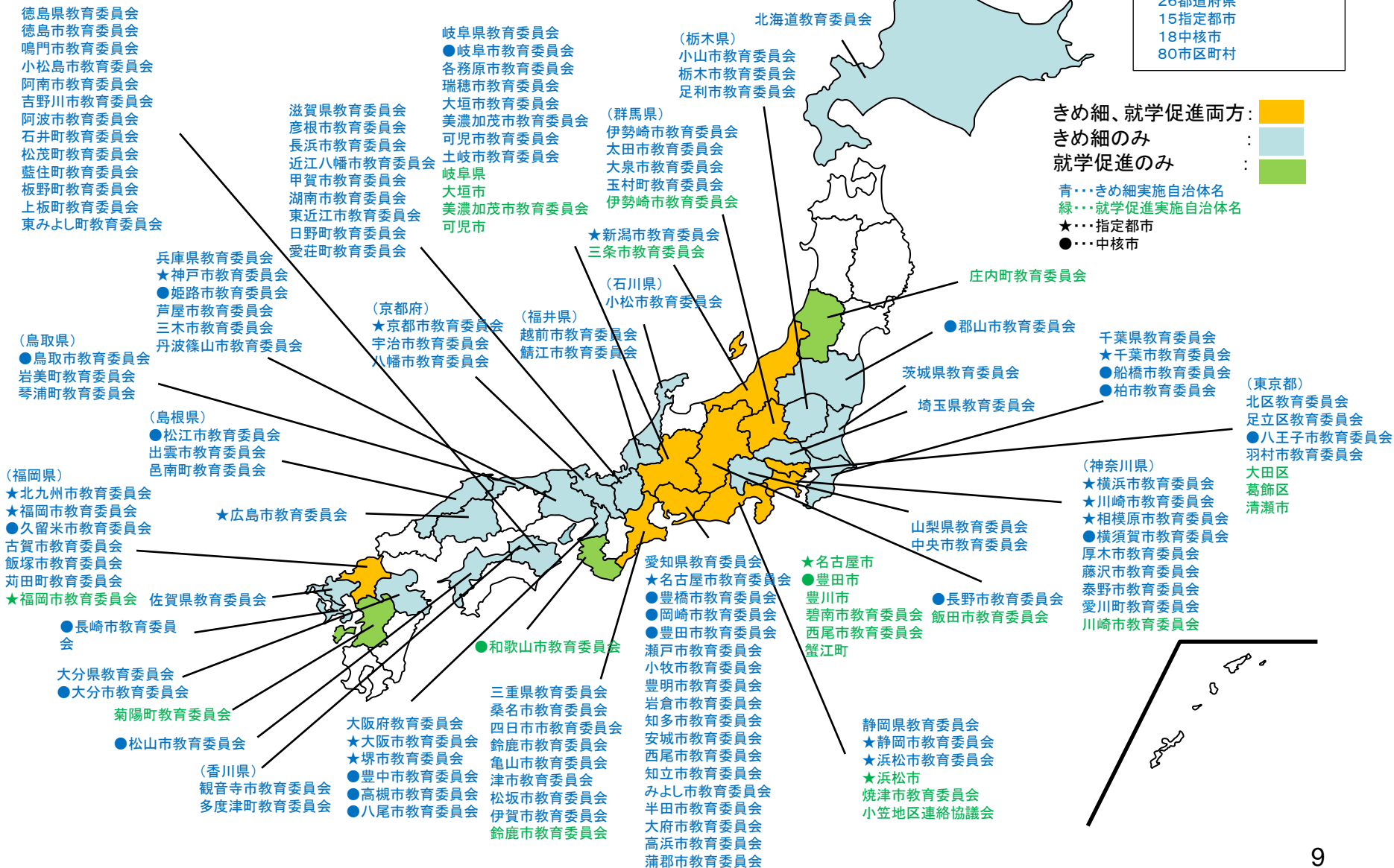
3. 事業実績

令和3年度には、26都道府県、15政令市、18中核市、80市区町村にて事業実施

4. 実施が予定されている事業(例)

- 集住地域を指定してコーディネータを配置。小中学校を巡回し、編入時の対応や各校での日本語指導・保護者対応への助言を行う。実践で得られた成果は県内各校で共有(岐阜県)
- 都道府県レベルで日本語指導アドバイザー・母語支援員を確保し、必要とする市町村に派遣。また、就職支援を行う就職実現コーディネータを外国人生徒が多数在籍する高校に配置。さらに、県外のNPO等を活用したオンラインによる日本語指導を企画するなど、散在地域の支援体制構築を推進(三重県)

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 及び定住外国人の子供の就学促進事業 <実施自治体一覧>



○外国人児童生徒受入れの手引き

(外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

○就学ガイドブック

(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

○学校教育におけるJSLカリキュラム

(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm (小学校)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm (中学校)

○外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～

(日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

○外国人児童生徒教育研修マニュアル

(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm

○情報検索サイト「かすたねっと」

(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)

<https://casta-net.mext.go.jp/>

○外国人児童生徒等の教育に関する教職員・支援者向け研修動画コンテンツ

(学校での円滑な受入れや指導・支援について必要な知識を学ぶためのもの)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm

○外国人児童・保護者向け動画コンテンツ

(日本の小学校の学校生活の様子についてアニメーションで紹介)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

検索サイトについて

トップページのアドレス <https://casta-net.mext.go.jp>



管理運営について

「かすたねっと」は2020年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111 (内線2035)

公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること

tagengo-gakko@googlegroups.comまでお寄せください。サイトの動作に問題がある場合、お使いのコンピュータのOS名、ブラウザの名前とバージョン、どこからインターネットに接続しているか、をあわせてお伝えください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

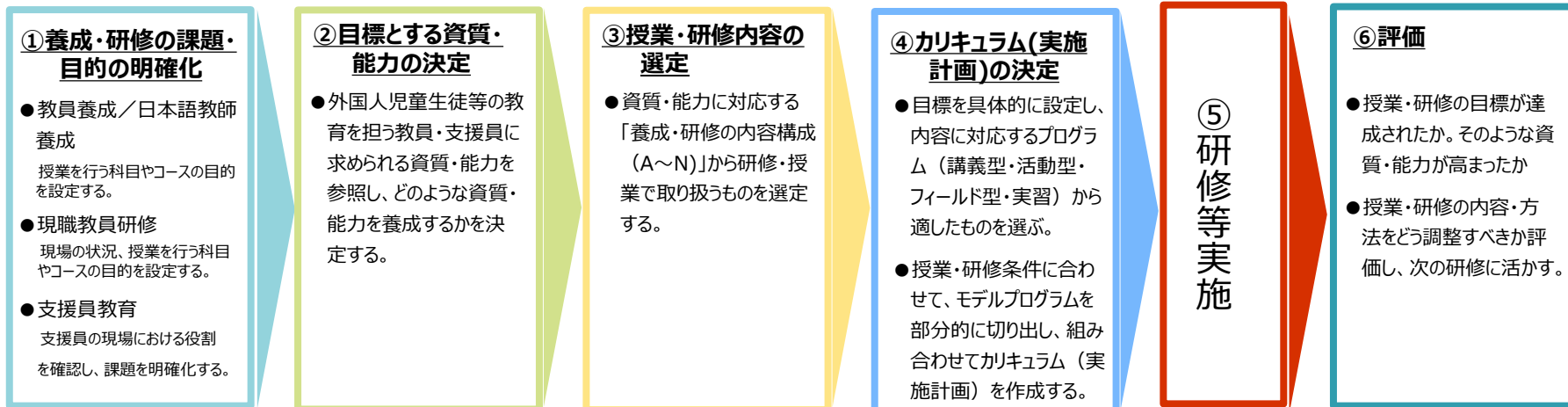
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム

概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



モデルプログラムの活用方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力	養成・研修の内容構成	
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。	A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な文脈に位置付けることができる。	B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。	C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。	D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。	E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。	F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。	G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。		

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>



外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画



全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも20分～30分で学べる内容になっています。

研修動画の対象

- ・学校の教職員
- ・教育委員会職員
- ・日本語指導補助者
- ・母語支援員

その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。



5つの研修内容


- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 1
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

研修動画の活用例

- 校内研修において動画視聴
→動画の内容についてグループ演習
→全体で発表・共有
- 教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用
- 自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、
個人での研修など

外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

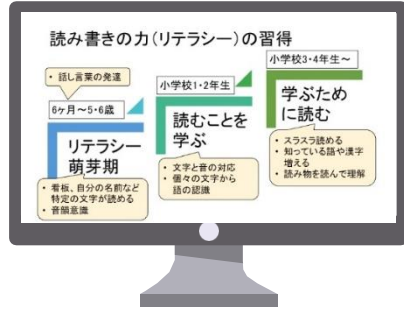
動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



各動画の内容紹介



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY/JAPAN



各動画
20分程度

① 外国人児童生徒等の受け入れ

外国人児童生徒等教育に関する制度や受け入れ状況に係る基本情報を知り、学校において、生活面や学習面（日本語・教科）の指導・支援を組織的に行うための体制作りについて理解します。

② 外国人児童生徒等教育の考え方

外国人児童生徒等の教育に必要な基本的な考え方を理解し、文化間移動と発達の観点から外国人児童生徒等の状況を把握して、ことばの教育の

あり方を考えます。

③ 日本語指導の方法 1

子供一人一人の多様な実態に応じて日本語のコース設計をすることの重要性を理解し、日本語の初期段階の指導として、サバイバル日本語、日本語基礎のプログラムの内容と指導方法を学びます。

④ 日本語指導の方法 2

日本語の中・後期段階の指導として、技能別日本語、教科等と日本語の統合学習（JSLカリキュラム）のプログラムの内容と指導方法を学びます。

⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

ライフコースの視点から、外国人児童生徒等の社会的経済的な自立に向けて基盤となる力や考え方を育てるためのキャリア教育の重要性を知り、かれらの社会参加を支えるために教育コミュニティを形成することが必要であることを理解します。

研修講師

▶ 東京学芸大学 齋藤ひろみ 教授

▶ 京都教育大学 浜田麻里 教授

▶ 横浜市教育委員会 土屋隆史 主任指導主事

▶ 京都市教育委員会 大菅佐妃子 副主任指導主事

▶ 豊橋市教育委員会 築樋博子 外国人児童生徒教育相談員

▶ 甲府市立大國小学校 今澤 悌 教諭

外国人児童・保護者向け動画 「はじめまして！今日からともだち」 「おしえて！日本の小学校」

各動画
10分程度

7言語に
対応

対象

これから日本の学校に通う
外国人児童やその保護者など



日本語
英語
中国語
ベトナム語
スペイン語
ポルトガル語
フィリピン

さらに

7言語を作成予定
韓国・朝鮮語
インドネシア語
タイ語
ミャンマー語
カンボジア語
ネパール語
モンゴル語

日本の小学校の学校生活の様子について、アニメーションで紹介いたします。

内容

「はじめまして！今日からともだち」は、外国から来た主人公が、はじめて小学校に登校した日のお話です

「おしえて！日本の小学校」では、小学校における学校生活の様子や習慣などについて紹介しています。


活用場面 就学案内で

- ・自治体窓口で外国人保護者に動画を案内し、家庭で子供と一緒に見てもらう
- ・外国人向け就学説明会で動画を上映し、学校の様子を知ってもらう

プレスクールで

- ・動画を上映し、外国人の子供やその保護者に、学校の様子を知ってもらう
- ・毎日の持ち物や掃除・給食当番など、学校のきまりについて学ぶ



動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・関係資料掲載サイトにアクセスできます。



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm

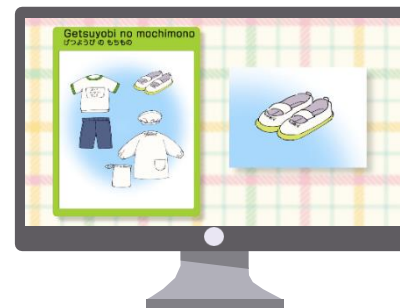
【はじめての学校】



内容

主人公は小学校3年生。外国から来日し、日本の小学校に通学することになりました。「日本語がわかるかな？」「友達ができるかな？」主人公が、はじめて小学校に通う日々のお話です。

【おしえて！日本の小学校】



内容

日本の学校生活に関する紹介動画です。学校の行事をはじめ、学校生活の習慣やきまり、毎日の持ち物など、学校でどのように過ごすのか、わかりやすく紹介しています。

◎学校行事や持ち物などは学校・地域によって異なるため、詳細は各学校等で補足説明してください。

就学・進学機会の確保・その後の継続的な支援

外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、**外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう**、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組**
- 幼稚園等への就園機会の確保**

(3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し**、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜**において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

Point 1

外国籍の方の転入があったら・・・

住民登録窓口での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口で足を運んでもらえる貴重な機会！

～工夫例～

- ✓ 就学手続きの案内（多言語対応）を配布
- ✓ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有
→ 学齢簿に準ずるものの整備
- ✓ 教育委員会への案内（確実に案内するため、通訳が引率する例も）

Point 2

新1年生に対して・・・

外国語での就学案内の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート！

～工夫例～

- ✓ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成
- ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも
- ✓ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施

Point 3

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学の重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携！

～工夫例～

- ✓ 通訳の同行、国際交流協会への委託
- ✓ 子供の将来のための就学の重要性を丁寧に説明（外国人学校の選択肢を紹介する例も）
- ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

上記の他にも事例を多数ご紹介しています。また、様々なお役立ちツールもご紹介しています。

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_03.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_04.pdf

最近の主な動き

中央教育審議会における検討

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月26日)において、「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。

有識者会議における検討

令和元年度に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保等に関する提言を取りまとめた。

外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家31名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する文部科学省の施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

高校学校における日本語指導の在り方に関する検討会議における検討

令和3年度に「高校学校における日本語指導の在り方に関する検討会議」を設置し、高等学校における「特別の教育課程」制度化と日本語指導の充実方策等に関する提言を取りまとめた。

令和3年1月26日
中央教育審議会

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
（自立・協働・創造）の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
 - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
 - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
 - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
 - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
 - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
 - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域との関係機関との連携**
 - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
 - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
 - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
 - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
 - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
 - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
 - 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
 - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
 - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none">• 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進• 散在地域の指導体制構築に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及	<ul style="list-style-type: none">• 「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討）• 「GIGAスクール構想」の検討と共に、ICT教材の活用、遠隔授業の実施等を推進
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none">• 教員研修のための「モデルプログラム」を全国展開• 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる研修用動画を作成• 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等	<ul style="list-style-type: none">• 大学等における履修証明等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討• 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討• JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none">• 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供• 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進• 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査• 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け	<ul style="list-style-type: none">• 地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成• 住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none">• 公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供し、各地域の実情に応じた取組を促進• 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進	<ul style="list-style-type: none">• 高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討• 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none">• 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施• 外国人幼児のための就園ガイド等を作成	<ul style="list-style-type: none">• 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、母語・母文化を尊重した取組の推進• プレスクール等の取組の更なる推進方策を検討

外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）

市川 昭彦	大泉町立北小学校教諭	武 一美	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ副理事長
市瀬 智紀	宮城教育大学教員養成学系教授	築樋 博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
今澤 悌	甲府市立大國小学校教諭	角田 仁	東京都立町田高等学校定時制課程主任教諭
内海 由美子	山形大学教授	土屋 隆史	横浜市教育委員会主任指導主事
海老原 周子	(NPO)カトリックパートナー・(一社)kuriya代表	中川 祐治	大正大学准教授
大菅 佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事	西村 綾子	福岡市立松島小学校校長
川口 直巳	愛知教育大学准教授	花島 健司	港区立筭小学校主任教諭
小島 祥美	東京外国語大学准教授	浜田 麻里	京都教育大学教授
近田 由紀子	目白大学専任講師	原 瑞穂	上越教育大学大学院准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授	林 宣之	福生市立福生第一小学校校長
櫻井 敬子	浜松市立芳川北小学校校長	松尾 知明	法政大学教授
櫻井 千穂	大阪大学大学院言語文化研究科講師	村松 好子	兵庫県立東はりま特別支援学校校長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授	森茂 岳雄	中央大学教授
渋谷 恵	明治学院大学教授	吉田 かをる	三重県教育委員会研修企画・支援課課長
菅長 理恵	東京外国語大学大学院教授	山崎 一人	大阪市教育委員会プレクラスコーディネーター
高橋 清樹	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長		

文部科学省 外国人児童生徒等教育アドバイザー

- 増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会・大学等へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- アドバイザーは、日本語指導の経験が豊富な教員、日本語教育や多文化共生の研究者など31名を委嘱（令和3年度）。

派遣費用は
文科省が負担

このようなご希望やお悩み・・・

教育委員会で…

- ◆外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！そのために、経験豊富な講師を招きたい。

大学で…

- ◆教員志望の学生に、外国人児童生徒等の教育について学ばせたい。どんなカリキュラムがいいのか…。

教育委員会で…

- ◆外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。

地域で…

- ◆子どものいる外国人家庭がとても多い。NPOと連携して、支援の取組ができないか…。

外国人児童生徒等教育アドバイザーがお手伝いします！

◎外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ

①申請

- 自治体・大学（短大含む）から文部科学省に対し、アドバイザー派遣申請を提出

②アドバイザー決定

- 派遣申請の内容に基づき、派遣するアドバイザーを文部科学省が決定
- 助言を受ける内容等の詳細は、アドバイザーと派遣先自治体等が直接相談

③派遣実施

- アドバイザーが自治体等を訪問し、研修講師や指導助言などを実施（オンラインでも対応可能です）
- 派遣を受けた自治体等は、文部科学省に実施報告を提出

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

現状と検討の背景

- ・ 高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- ・ 義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・ 令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

制度化の必要性等

- ・ 日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
 - ・ しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

制度化の在り方

- ・ 義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必履修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導 ・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準（10単位時間～280単位時間）を目安として検討		

充実方策

- ・ 高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- ・ 教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- ・ 国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する